

問 16

請負契約書はなぜ必要か

請負契約は民法上は口約束でも効力を生じますが、契約内容をあらかじめ書面で明確にすることで、請負代金、施工範囲等に係る元請下請間の紛争を防ぐことが目的です。

下請契約に当たっては、契約の内容となる一定の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、下請工事着工前までに署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。（建設業法第19条、「建設産業における生産システム合理化指針について」（H3. 2. 5 建設省通知））

建設業法では以下の**14項目**が必ず記載されていなければなりません。

契約書に記載しておかなければならない重要項目14項目

- | | |
|--|---|
| ①工事内容 | ⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め |
| ②請負代金の額 | ⑨注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め |
| ③工事着手の時期及び工事完成の時期 | ⑩注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期 |
| ④請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払時期及び方法 | ⑪工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法 |
| ⑤当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め | ⑫工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容 |
| ⑥天災その他の不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め | ⑬各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 |
| ⑦価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更 | ⑭契約に関する紛争の解決方法 |

建設リサイクル法対象工事の場合は、以下の4項目を加え、記載しなければなりません。

- | | |
|----------------------|--------------|
| ①分別解体の方法 | ②解体工事に要する費用 |
| ③再資源化するための施設の名称及び所在地 | ④再資源化等に要する費用 |

建設業法では、基本的には両者の署名又は記名押印により契約書を作成することとされていますが、注文書・請書を相互に交付することでもかまいません。

公共工事・民間工事 とも

契約内容を以下のいずれかの書面で作成します。

- | | |
|---|-----------------|
| ① | 契 約 書 |
| ② | 注文書・請書 + 基本契約書 |
| ③ | 注文書・請書 + 基本契約約款 |

（注）契約書記載事項の**14項目**は必ず記載

